

## 特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)の受付終了 並びに

### 住所・氏名変更及び償還 について

緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付)は、令和4年9月30日(当日消印有効)をもって申請受付を終了しました。

#### 【住所・氏名変更について】

特例貸付を利用されたのち、引っ越しや結婚等により、ご住所や連絡先、姓が変わったなど状況の変化があった場合は、必ず神奈川県社会福祉協議会に届け出をしてください。

以下のページより、手続のための書類をダウンロードすることができます。

神奈川県社会福祉協議会：[http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke\\_kinkyu\\_corona.html](http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html)

#### 【償還について】

償還(返済)に関する事務は、神奈川県社会福祉協議会が担当となります。

お問い合わせ先は以下のとおりです。

神奈川県社会福祉協議会 生活福祉資金(特例貸付)償還担当

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2

電話 050-3033-5120(平日のみ 8:30~17:00)

社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会  
生活福祉資金担当(045-504-5619)